

みやぎ発展税（法人事業税超過課税）と企業立地促進税制の導入について

宮 城 県
平成19年7月20日

- 本県では、昨今の地方公共団体の行財政を取り巻く大きな環境の変化を踏まえた取組の一つとして、課税自主権を活用した新税制について検討してきました。
- 市町村合併が進み道州制の議論が具体化するなど、地方主権型社会の実現に向けて地域の自己決定と自己責任による地域づくりの取組が求められる中、国から地方への本格的な税源移譲が実施されない一方で、地方交付税が大幅に減額されたことにより、本県財政は非常に厳しい状況に陥っていますが、このように財政が厳しい中でも、富県宮城を実現するための戦略によって県勢の発展を図り、また、宮城県沖地震に備えた県民の安心・安全を確保するための施策展開は不可欠です。
- こうした中で、本県の危機的な財政状況については、地方財政制度の抜本的な改革を国に強く働きかけるとともに、県として、「宮城県行政改革プログラム」及び「新・財政再建推進プログラム」に基づき、徹底した歳入確保対策と歳出抑制対策を実施することにより対応していきます。
- このような県自体の行財政改革の徹底は当然の前提としつつ、今般、次のとおり「みやぎ発展税」として法人事業税の超過課税制度、及び企業立地促進税制を導入し、富県宮城の実現に向けた産業振興施策の充実と宮城県沖地震の被害最小化施策の加速化を図っていきたいと考えています。
- なお、「みやぎ環境税」については、引き続き導入の可否を含め検討しているところであり、本年度末を目処に結果をお示ししたいと考えております。

【みやぎ発展税】

納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（法人事業税に同じ） 																						
超過課税の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の宮城県県税条例第41条に規定する事業税の税率に1.05を乗じるもの。 ・ ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下かつ所得金額が4千万円以下の法人（収入金課税法人は収入金額が3億2千万円以下の法人）については、超過課税の対象から除外する。 																						
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面平成20年度から平成24年度まで（5年間） （平成20年3月1日から平成25年2月末日までの間に終了する各事業年度分の法人事業税及び当該期間内の解散による清算所得に対する法人事業税に適用） 																						
想定税収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単年度約30億円（5年間で約150億円） <table border="1" data-bbox="448 1055 1393 1335"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法人数</th> <th rowspan="2">うち超過対象 法人数</th> <th colspan="2">申告税額</th> <th rowspan="2">想定税収 千円</th> </tr> <tr> <th>千円</th> <th>うち超過対象 税額 千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,304</td> <td>8,078</td> <td>67,504,945</td> <td>63,740,000</td> <td>3,187,000</td> </tr> <tr> <td>県外本店 10,673</td> <td>6,978</td> <td>44,294,449</td> <td>43,977,110</td> <td>2,198,855</td> </tr> <tr> <td>県内本店 39,631</td> <td>1,100</td> <td>23,210,496</td> <td>19,762,890</td> <td>988,145</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="485 1346 943 1373">*平成18年度法人事業税実績に基づく想定額</p>	法人数	うち超過対象 法人数	申告税額		想定税収 千円	千円	うち超過対象 税額 千円	50,304	8,078	67,504,945	63,740,000	3,187,000	県外本店 10,673	6,978	44,294,449	43,977,110	2,198,855	県内本店 39,631	1,100	23,210,496	19,762,890	988,145
法人数	うち超過対象 法人数			申告税額			想定税収 千円																
		千円	うち超過対象 税額 千円																				
50,304	8,078	67,504,945	63,740,000	3,187,000																			
県外本店 10,673	6,978	44,294,449	43,977,110	2,198,855																			
県内本店 39,631	1,100	23,210,496	19,762,890	988,145																			
想定する用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内総生産10兆円の達成に向け、企業集積促進策、中小企業技術高度化支援策、人づくり支援策の実施に加え、地域産業振興施策を機動的に展開 ・ 宮城県沖地震への万全な備えを図るため、災害に対応する産業活動基盤の強化、防災体制の整備など、宮城県沖地震の被害最小化施策を展開 																						

- みやぎ発展税は、法人事業税の超過課税であり、したがって納税義務者は県内に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人になります。
- 超過課税の内容は、現行の法人事業税の税率に1.05を乗じるもの、すなわち5%の超過税率とするものです。
- ただし、中小企業等の担税力に配慮し、資本金の額又は出資金の額が1億円以下かつ所得金額が年4千万円以下の法人（収入金課税法人は収入金額が年3億2千万円以下の法人）については、超過課税の対象としないという不均一課税を併せて実施します。
- 課税期間については、当面平成20年度から平成24年度までの5年間とし、平成20年3月1日から平成25年2月末日までの間に終了する各事業年度分の法人事業税及び当該期間内の解散による清算所得に対する法人事業税に適用します。
- これにより、平成18年度の実績で試算すると、法人事業税の課税対象法人（納税額のない法人を含む）50,304法人（県外本店法人10,673、県内法人39,631）中、超過課税対象法人は8,078法人（県外本店法人6,978、県内法人1,100）となり、超過課税による税収見込は単年度31億8千7百万円となりますが、この金額は平成18年度の実績のみでの試算ですので、単年度収入見込としては約30億円、当面の課税期間5年間における税収見込は約150億円と想定しています。

【企業立地促進税制】

1 実施期間	平成20年4月から平成25年3月まで
2 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業（以下「対象事業」という。）を行う法人であること ・ 実施期間内に生産等設備を新增設し、事業の用に供すること ・ 生産等設備の取得価格が1億円（過疎地区・離島地区においては5,000万円）以上であること ・ 生産等設備の新增設に伴い増加する雇用者が3人以上であること <p>※生産等設備とは、法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる固定資産（①建物及び附属設備，②構築物，③機械及び装置，④船舶，⑤航空機，⑥車両及び運搬具，⑦工具・器具及び備品）のうち，対象事業の用に直接供されるものに限る。</p> <p>※事業の用に供するとは，現実に販売の用に供する製品の製造等に着手することをいう。</p> <p>※過疎地区・離島地区とは，過疎法第2条及び離島法第2条の指定地区であり，現行の課税免除を受けられる地区である。</p> <p>※増加する雇用者には，「日々雇い入れられる者」（労働基準法第107条の規定による労働者名簿の調製を要しないこととされる雇用者）は含まない。</p>
3 課税免除又は不均一課税の対象となる額	<p>(1) 法人事業税 生産等設備の操業開始の日の属する事業年度から操業開始の日から3年を経過する日までに終了する事業年度における，新增設した生産等設備に直接従事する従業者数に相当する所得割の額と外形標準課税の額</p> <p>(2) 不動産取得税 ① 家屋：新增設した生産等設備のうち，対象事業の用に供する部分（以下「対象建物」という。）に相当する額 ② 土地：対象建物の敷地である土地のうち垂直投影部分に相当する額。ただし，土地が対象となるのは，原則として土地の取得の日から1年以内に対象建物の建設に着手した場合に限る。</p> <p>(3) 県固定資産税 新增設した対象設備に新たに県固定資産税が課せられることになってから3年度間の県固定資産税の額</p>
4 課税免除又は不均一課税の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人事業税、不動産取得税、県固定資産税とも税率を1/2とする不均一課税 ・ ただし、企業立地促進法に規定する集積地域（「高度電子機械産業」及び「自動車関連産業」に限る）については、法人事業税、不動産取得税、県固定資産税とも課税免除 ・ また、農工法等、他法令により法人事業税、不動産取得税、県固定資産税の課税免除又は不均一課税が適用される場合は、基本的に他法令の規定を適用し、他法令の規定がない部分について本税制の規定を適用する。

- 企業立地促進税制は、製造業に係る生産等設備の新增設について、その取得価格（土地を除く不動産、償却資産等）が1億円（過疎地域等は5千万円）以上で、新・増設に伴う新規雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）が3人以上という要件を満たす場合に、新增設した対象部分に係る不動産取得税を1/2に免除するとともに、法人事業税と県固定資産税については、一定の対象額について3年間、1/2に免除します。
- ただし、この場合、企業立地促進法に規定する集積区域への同法に基づく基本計画に定められた「高度電子機械産業」と「自動車関連産業」の工場については、不動産取得税、3年間の法人事業税及び県固定資産税が課税免除となります。
- なお、過疎地域自立促進特別法に基づく指定地域など、他法令による課税免除や不均一課税が適用される場合については、基本的に他法令の規定を適用し、他法令の規定がない部分について本税制を適用します。
- これにより、本県内においてはどの地域においても、要件を満たす企業については課税免除や不均一課税が適用されることとなります。

【導入の背景について】

○近年、本県の行財政を取り巻く環境は大きく変化しています。その一つは市町村合併や三位一体改革、道州制の議論など、真の地方主権型社会の実現に向けた動きが本格化していることであり、もう一つは、このような地方分権の動きに反して、国から地方への本格的な税源移譲が実施されないまま地方交付税の大幅な減額が行われ、本県が深刻な財政危機に直面していることです。

- ・市町村合併・・・平成11年3月末 71 平成15年4月 69 平成17年4月 45 平成17年10月 44
平成18年1月 43 平成18年3月末 36 (県内市町村数)
- ・三位一体改革・・・平成18年度税制改正において所得税から住民税への3兆円の税源移譲
地方交付税(臨時財政対策債を含む)は平成16年度～平成18年度で23.9兆円→18.8兆円
(△5.1兆円)
平成18年12月 地方分権改革推進法成立(平成19年度以降第二期改革へ)
- ・地方交付税の減額(臨時財政対策債を含む)
・・・平成15年度 2,443億円 平成16年度 2,192億円 平成17年度 2,126億円
平成18年度 2,061億円
- ・道州制の議論・・・平成18年2月 「道州のあり方に関する答申」(地方制度調査会)
- ・県の深刻な財政危機
・・・平成18年度～平成21年度の財源不足額 2,267億円(平成18年度中期的な財政見通し)
うち平成20年度～平成21年度の財源不足額 1,247億円

○三位一体改革では、国税である所得税から県税及び市町村税である住民税への3兆円の税源移譲が行われ、地方の自主財源である税収の充実が図られましたが、一方で、同じく地方固有の財源である地方交付税はそれ以上に削減され、また、国からの補助金も大幅に削減されました。

○すなわち、三位一体改革による国の所得税から地方の住民税への税源移譲では、国から地方への税源移譲額と地方交付税の削減額において地方交付税の削減額の方が多いという、地方にとっては受け入れ難い内容となっています。

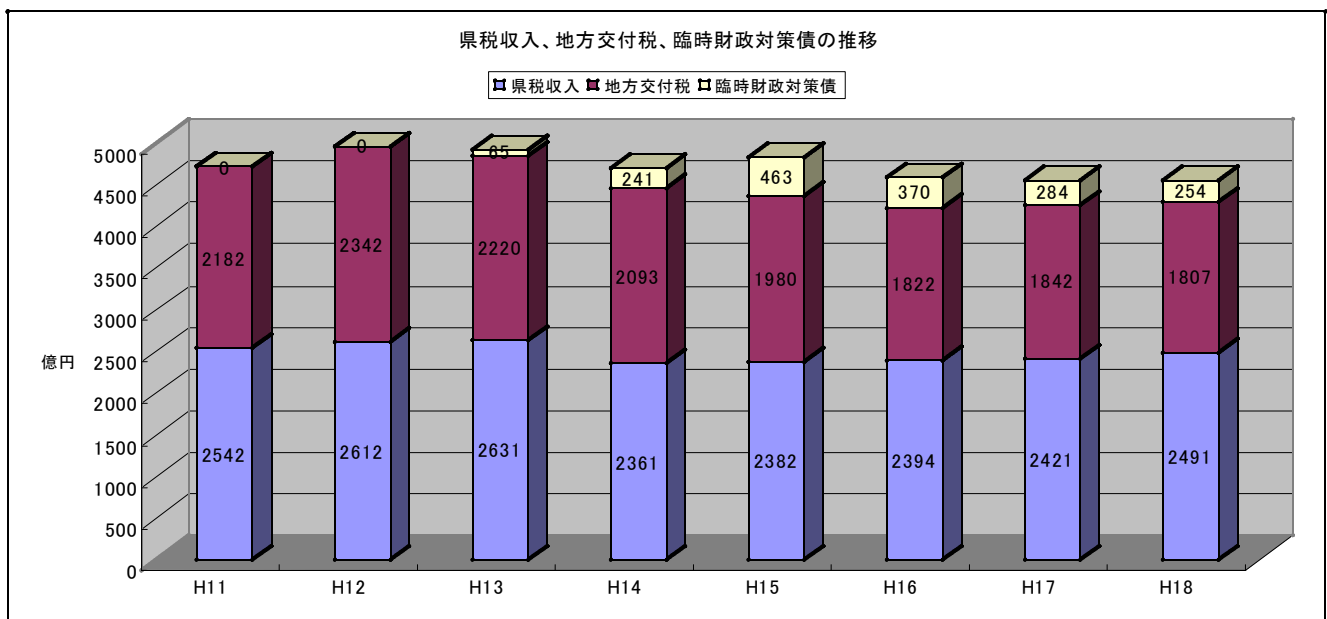
【三位一体改革の成果】

全国(平成16年度→平成18年度)		本県		
○国庫補助負担金改革	約△4.7兆円		地方交付税額	税収額
○税源移譲	約 3兆円	平成15年度	2,443億円	2,382億円
○地方交付税改革	約△5.1兆円	平成18年度	2,061億円	2,491億円
		計	△ 273億円	△ 382億円
				109億円

○しかしながら、三位一体改革の方向性自体は、地方が税財政制度とともに施策展開においても、国の統制を離れて、自己決定・自己責任により地域の問題・課題を解決する地方主権型社会の実現を目指すものと言えます。

○地方公共団体は、これまで、国の地方財政計画やそれに基づく地方交付税制度、地方債制度によって、実施すべき事業の大半が決められている一方で、そのための財源を国から保障されてきました。また、多くの事業を国から受託し、あるいは奨励され、そのための財源として補助金により一定の施策を展開してきました。しかしながら、これからの地方主権型社会の実現に向けては、地域の自己決定・自己責任によって地域に必要な施策を展開し、その施策を展開するための財源についても地域の自己責任で確保することが求められています。

○こうした状況の中で、近年の本県の一般財源（県税収入額、地方交付税額及び臨時財政対策債）の額の推移をみると、三位一体改革の議論がなされていた平成15年度と平成18年度の比較で、平成15年度以降の地方交付税と臨時財政対策債の合計額は毎年減額され、平成18年度は平成15年対比で△382億円、15.6%の減少となっています。県税収入については、この間109億円、4.6%の増となっていますが、国により決定される地方交付税と臨時財政対策債を合わせた減少額の方が大きいため、総額では毎年減少し、平成18年度は平成15年度対比で△273億円、5.7%の減少となっています。



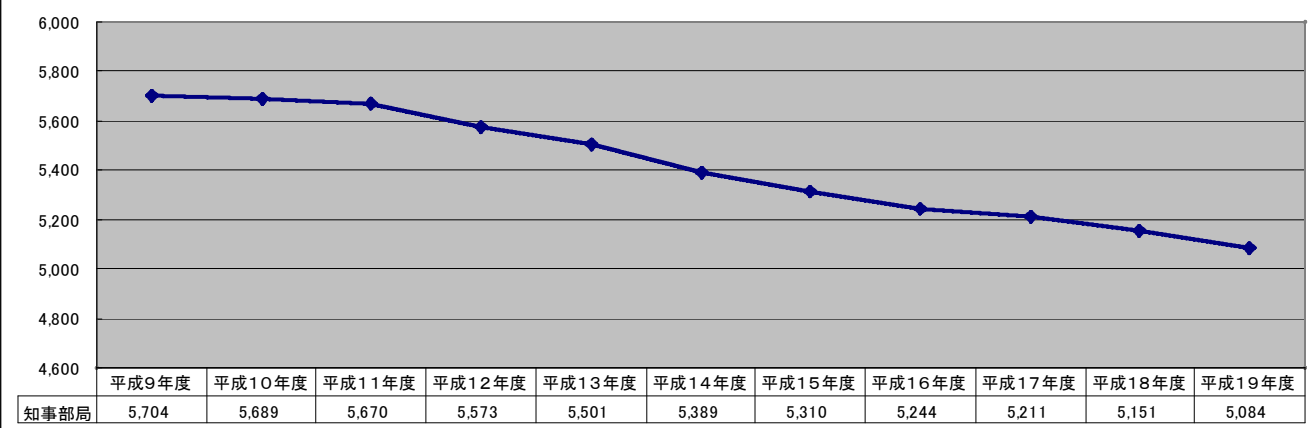
○県税自体も国が定める地方税法によりその内容がほぼ決められ、また国の政策減税などの制度改正が行われるなど、都道府県において自由にその内容を定められるものではありませんが、三位一体改革を経て、具体的な動きを早めている地方主権型社会の実現に向けた地方行財政制度の変革を踏まえると、現在の税制度において地方公共団体に認められた課税自主権を活用し、これによって県政の課題を解決するための施策を展開することは、本県にとって必要不可欠となっています。

【本県の行財政改革の取組について】

○もちろん、このような時代の趨勢に対応するためには、県の行財政改革の取組が最も重要です。このため、本県ではこれまでも効率的で質の高い行政サービスを提供するため、行財政改革には不断に取り組んできました。近年の行財政改革の取組としては、平成9年度から「新しい県政創造運動」をスタートし、第一次行政改革推進計画、第二次行政改革推進計画に取り組む一方で、財政状況の悪化により、平成11年度には財政危機宣言を発し、給与削減や歳出構造改革に着手して515億円の財源対策を講じたほか、平成14年度から平成17年度までの財政再建推進プログラムでは、人件費の抑制など行政のスリム化で114億円、事務事業の抜本的見直しで540億円、合計654億円の歳出削減を図るとともに、県有未利用財産の売却など334億円の歳入を確保し、合計で988億円の財源対策を実施しました。また、平成11年度から平成17年度まで定員適正化計画を実施し、知事部局の職員の8.4%、478人を削減しています。

- ・平成9年4月 新しい県政創造運動～宮城の行政改革～のスタート
- ・平成11年4月 第一次行政改革推進計画に基づく改革推進(県民サービス改革など五つの改革108項目への取組)
- ・平成11年10月 財政危機宣言(平成13年度までに給与削減や歳出構造改革により515億円の財源対策を実施)
- ・平成14年4月
 - ・第二次行政改革推進計画に基づく改革推進(県民サービス改革など五つの改革57項目への取組)
 - ・財政再建推進プログラムの実施(平成17年度までに988億円の財源対策を実施)
 - ・歳出抑制対策654億円(行政のスリム化で114億円、事務事業の抜本的見直しで540億円)
 - ・歳入確保対策334億円(県有未利用財産の売却等で334億円)
- ・平成18年4月 宮城県行政改革プログラム、新・財政再建推進プログラムの実施(～平成21年度)

知事部局職員数の推移



○しかしながら、このような対策を実施しても、現行の地方税財政制度がこのまま継続した場合、平成18年度から平成21年度までにおいては、更に2,267億円という巨額の財源不足が生じる見込みとなっており（平成19年3月の中期見通しでは2,435億円に拡大）、このため、本県においては、平成18年度から平成21年度までを計画期間とした「宮城県行政改革プログラム」を策定し、「自己決定・自己責任による行・財政運営の確立」、「真の地方主権型社会の実現」及び「深刻な財政危機の克服」を目標として、全庁一丸となって一層の行財政改革に取り組んでいます。

【宮城県行政改革プログラムの概要】

○目標

- ・自己決定・自己責任による行・財政運営の確立
- ・真の地方主権型社会の実現
- ・深刻な財政危機の克服

○改革の推進期間

- ・平成18年度～平成21年度

○改革の三つの柱

- ・改革1 多様な主体による開かれた公共サービスの実現(役割の分担と連携)
- ・改革2 真の政策立案集団への飛躍(政策力の強化)
- ・改革3 選択・集中型の事業展開への転換(質の転換)
- ・特別改革 深刻な財政危機の克服(準用財政再建団体への転落の回避)

○特に「深刻な財政危機の克服」については、平成18年2月に「新・財政再建推進プログラム」を策定し、平成18年度から平成21年度までに見込まれる2,267億円もの巨額な財源不足を解消するため、徹底した歳入確保対策（985億円程度）や聖域なき事業の見直し、「宮城県定員管理計画」に基づく知事部局以外も含めた総職員数の削減（平成22年度までに4.8%、1,425人程度）などの歳出抑制対策（1,142億円程度）を実施しているところです。

さらに、これらの対策に加え、平成19年度から実施した給与構造改革により、3年間で89億円の人件費が削減されます。

○その内容は次ページのとおりです。

【新・財政再建推進プログラムの概要】

A 歳入確保対策	985億円程度
1 県債の活用	737億円程度(行政改革推進債(財政健全化債)等の活用)
2 各種基金の活用	120億円程度(財政調整基金、特定目的基金の活用)
3 県税収入の確保	4億円程度(県税滞納整理の強化等)
4 受益者負担の見直し	11億円程度(使用料・手数料等の見直し)
5 県有資産の有効活用	45億円程度(県有未利用財産の売却等)
6 他会計資金の活用	68億円程度(特別会計資金の活用)
B 歳出抑制対策	1,142億円程度
1 行政のスリム化, コスト縮減の推進	237億円程度
(1) 人件費総額の抑制	154億円程度
(2) 内部管理経費の削減	44億円程度
(3) 県立施設の管理運営費の見直し	39億円程度
2 事務事業の見直し	335億円程度(聖域なき歳出の見直し, 各特別会計繰出金の見直し)
3 公債費負担の平準化	458億円程度(償還方法の見直し, 借換債活用等)
4 将来的な財政負担の縮減	112億円程度(県債の新規発行総額の抑制, 公共投資の縮減)

【宮城県定員管理計画の概要】

○総職員数 平成17年4月1日現在 29,588人(現員ベース)

○計画期間 平成18年度～平成22年度の5年間

○総目標値 1,425人程度の純削減(△4.8%)

○対象部門及び目標値(内訳)

・知事部局(大学を含む) 505人程度の純削減

・教育委員会 880人程度の純削減

・警察本部 20人程度の純削減

・企業局 5人程度の純削減

・病院局 10人程度の純削減

・各種委員会及び議会 5人程度の純削減

*国の法令で定員が定められている小・中・高校等の教職員及び警察官については, その配置基準に対応する。

○年次計画

・18年度 280人、19年度 240人、20年度 245人、21年度 440人、22年度 220人、合計 1,425人

【みやぎ発展税と企業立地促進税制の活用の基本方針】

- こうした状況においても、本県においては、「富県宮城の実現」に向けて産業振興施策を重点的に展開することや、近い将来確実に発生が予測される宮城県沖地震の発生に備えた対策を加速させるなど、財政的な制約を越えて、将来の宮城県のために確実にそして早期に取り組むべき課題が山積しています。また、こうした優先的な政策課題に着実に対処していくためには、その他の行政サービスの大半を大幅に低下させなければ対応できない大変厳しい状況に直面しています。
- このような認識の下、県としては、歳入確保対策と歳出抑制対策を徹底しながら、財源や人材など県の有する資源の効率的かつ重点的な配分を行い、県民の皆さんのご理解とご協力を得てこれらの課題に取り組み、県民の皆さんの負託に応えていかなければなりません。
- そのため、早期に取り組むべき重要な施策の財源の一部として活用することを目的に、「みやぎ発展税」として、不均一課税を併用した法人事業税の超過課税制度と、企業立地促進税制を新たに導入することとしました。
- これによって得られる財源については、将来の宮城県のために確実にそして早期に取り組むべき課題である、富県宮城の実現に向けた産業振興施策、そして宮城県沖地震の被害最小化施策に充当し、県内総生産10兆円の達成と宮城県沖地震への万全な備えのために活用していきます。

【みやぎ発展税】

- まず、みやぎ発展税による税収の活用については、みやぎの将来ビジョンにおいて目標とする県内総生産10兆円の達成に向けた産業振興施策、及び、宮城県沖地震への万全な備えのための被害最小化施策に充当することとしています。その際、想定で5年間で150億円という限られた貴重な財源であることから、「選択と集中」を徹底し、最も効率的、効果的な施策分野に配分していきます。このため、充当分野については、「産業振興パッケージ」と「震災対策パッケージ」の二つとし、これらのパッケージで示した施策展開の方向性に沿って、各年度の施策の進捗状況や税収状況を勘案しながら、具体的な事業を各年度の予算編成課程で精査、決定し、展開していきます。
- その基本的な考え方のイメージは次の図のとおりです。

みやぎ発展税
税収活用の基本的な考え方

産業振興パッケージ【125億円】

県内総生産10兆円
の達成

①企業集積促進【100億円】

県内外企業の工場新設等を促進する奨励金の引き上げ、産業基盤整備等

②中小企業技術高度化支援【10億円】

産学連携による技術支援の強化、公設民営研究機関の機能強化による県内中小企業の技術力向上と競争力強化等

③人づくり支援【5億円】

産業界から大学、高校まで一体となった産業人材育成体制の強化等

④地域産業振興促進【10億円】～官民の協働

地域産業振興施策の機動的な展開

震災対策パッケージ【25億円】

宮城県沖地震への
万全な備え

宮城県沖地震の被害最小化施策の展開

①災害に対応する産業活動基盤の強化【20億円】

橋梁や公共建築物耐震化、防災資材蓄積整備、広域防災拠点施設整備等

②防災体制の整備【5億円】

企業・地域防災リーダー養成、災害情報ネットワーク整備等

○産業振興パッケージについては、県内外企業の工場新增設等を促進する奨励金の引き上げや産業基盤整備等を内容とする「企業集積促進」に100億円、産学連携による技術支援の強化や公設試験研究機関の機能強化による県内中小企業の技術力向上と競争力強化等を内容とする「中小企業技術高度化支援」に10億円、産業界から大学、高校まで一体となった産業人材育成体制の強化等を内容とする「人づくり支援」に5億円、そして、官民の協同によって地域産業振興施策を機動的に展開することを内容とする「地域産業振興促進」に10億円、合わせて125億円の充当を想定し、これにより、県内への企業集積を促進するとともに県内中小企業の活性化を図り、併せて地域産業振興をタイムリーに展開し、県内総生産10兆円の達成へ向けた取組を進めます。具体的には、以下のとおり、早期に取り組むべき効果の高い施策を厳選して推進します。

<企業集積促進施策>

- ・現在の企業立地奨励金制度を大幅に拡充強化し、企業立地促進税制との相乗効果により、波及効果の高い企業の誘致活動を積極的に展開して、県内中小企業との連携の下に県内総生産の拡大と雇用の創出に努めます。
なお、奨励金は立地決定から交付までタイムラグが生じるため、企業集積促進基金を設置し適切に管理します。
- ・大規模な企業進出等に対応し、工場等が集積する地域等での円滑な企業活動に資するため、道路改良等の環境整備を進めます。
- ・企業誘致による県土の均衡ある発展を図るため、市町村が行う工場用地周辺等の基盤整備を支援します。

<中小企業技術高度化支援施策>

- ・産学官の連携により、大学等のシーズを活用した新技術や付加価値の高い製品の開発、実用化を促進し、県内企業の競争力強化を図ります。
- ・情報関連企業の市場獲得への取組や市場性の高いビジネスプランの実現を支援します。
- ・県内中小企業が単独で保有することが難しい評価機器、研究機材等を整備し、新製品の開発や高度化、コスト低減等の課題解決に向けた支援を行います。
- ・自動車関連中小企業の資金調達が円滑に行われるよう支援します。

<人づくり支援施策>

- ・実業科高校生や生産現場での技術力向上を図るため、企業OBの人材活用による指導や専門家による技術研修を実施します。
- ・ものづくり産業の集積に不可欠な生産現場を支える技能者を産業界のニーズに合わせて育成するため、高等技術専門学校や工業高校に最新技術に対応した機材等を整備して技能の習得を進め、即戦力となる人材の供給を促進します。

<地域産業振興促進施策>

- ・県内総生産10兆円の達成に不可欠な県内の商業・観光産業の活性化はもとより、県内全域で富県宮城が等しく実感できるよう、基幹産業である農林水産業の競争力強化のため、アグリビジネス経営体の育成促進や農林水産物の高付加価値化への取組を支援します。また、水産都市の活性化や食品製造業の振興を図る取組を支援します。
- ・市町村との連携により、地域商業の活性化に向けた取組や環境整備を支援します。
- ・観光基盤の整備により誘客増を図るとともに、地域資源を活用した市町村の産業集積促進の取組を支援します。

○震災対策パッケージについては、橋梁や公共建築物の耐震化や防災拠点施設整備等「災害に対応する産業活動基盤の強化」に20億円、企業防災リーダーや地域防災リーダーの養成、防災情報ネットワーク整備など「防災体制の整備」に5億円など、宮城県沖地震の被害最小化のための施策を展開し、宮城県沖地震への備えをより万全にするものです。具体的には、緊急性の高い以下の施策を推進します。

<災害に対応する産業活動基盤の強化>

- ・大規模被災時の復興への取組や企業活動の再開等を円滑に進めるため、橋梁や交通安全施設、避難所等となる県有建築物の耐震化を加速します。
- ・各種防災資器材の備蓄を進め、その保管と被災時の救援物資の集配のための広域防災拠点施設を設置します。
- ・津波被害のバッファゾーンとなる防潮林や防災公園の整備を促進します。
- ・木造住宅の耐震診断や耐震化工事の助成策を拡大します。

<防災体制の整備>

- ・災害時の混乱等を極力抑制し、的確な避難と応急対応が実践できるよう、企業防災及び地域防災リーダーを育成します。
- ・災害情報の伝達を迅速かつ確実に行うため、災害情報ネットワークの整備を促進するとともに、災害用医薬品等の確保対策を充実します。

【企業立地促進税制】

○次に、企業立地促進税制については、現在法人事業税や不動産取得税等について課税免除や不均一課税を実施している地域（過疎地域自立促進特別法、農業地域工業等自立促進法、離島振興法、低開発地域工業開発促進法、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、及び多極分散国土形成促進法に基づく指定地域）以外の本県内の地域における工場の新增設等についても課税免除や不均一課税の対象とするものであり、これにより、企業集積促進施策と併せ、富県戦略の大きな柱である企業立地、企業集積を推進していきます。

【新税制を導入するに当たって】

- 本県の財政状況は危機的な状況にあります。これは、平成16年度以降に三位一体改革の名の下に行われた地方交付税の大幅な削減が大きな要因となっており、これについては、地方財政制度の抜本的な改革を国に強く働きかけるとともに、県として、「宮城県行政改革プログラム」及び「新・財政再建推進プログラム」に基づき、徹底した歳入確保対策と歳出抑制対策を実施することにより対応していきます。
- 今後の国、地方の行財政改革の動向によっては、財源不足額が更に拡大する可能性もありますが、その場合は、県として、更なる歳入確保対策と歳出抑制対策を進め、何としても準用財政再建団体への転落を防いでいきます。
- 今回の新税制の導入は、こうした危機的な財政状況の中にあっても、歳入確保対策と歳出抑制対策を徹底して本県の未来に向けた施策に財源を重点配分した上で、地域の自己決定・自己責任によって地域に必要な施策を展開するため、また更にその拡充やスピードアップのために納税者の皆様及び県民の皆様のご協力を得ようとするものです。納税者の皆様はもとより県民の皆様にはよろしくご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。